

2 関係市町村は、前項の規定による指定をするときは、内閣府令で定めるところにより、その旨及びその区域を公示しなければならない。

3 第一項の規定による指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。

4 届出対象区域内において、土地の区画形質の変更、建築物その他の工作物の新築、改築又は増築その他政令で定める行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、内閣府令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他内閣府令で定める事項を関係市町村長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

三 国又は地方公共団体が行う行為

四 緊急集団移転促進事業の施行として行う行為

5 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち内閣府令で定める事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の三十日前までに、内閣府令で定めるところにより、

その旨を関係市町村長に届け出なければならない。

- 6 関係市町村長は、第四項又は前項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る行為が緊急集団移転促進事業の実施に支障となるおそれがあると認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを勧告することができる。

- 7 関係市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、必要があると認めるときは、その勧告を受けた者に対し、土地に関する権利の処分についてのあつせんその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(資料の提出その他の協力)

- 第四十九条 緊急集団移転促進事業計画の作成又は変更をしようとする関係市町村等は、緊急集団移転促進事業計画の作成若しくは変更又は緊急集団移転促進事業の実施の準備若しくは実施のため必要がある場合においては、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長又は関係のある公私の団体に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(独立行政法人都市再生機構法の特例)

第五十条 独立行政法人都市再生機構は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一条

第一項に規定する業務のほか、委託に基づき、同条第三項各号の業務（第四十一条第九項の規定により公表された緊急集団移転促進事業計画に記載された緊急集団移転促進事業に係るものに限る。）を行うことができる。

第七章 雜則

（監視区域の指定）

第五十一条 関係都府県知事又はその全部若しくは一部の区域が緊急対策区域である指定都市（地方自治法

第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。）の長は、緊急対策区域のうち、地価が急激に上昇し、

又は上昇するおそれがあり、これによつて適正かつ合理的な土地利用の確保が困難となるおそれがあると

認められる区域を国土利用計画法第二十七条の六第一項の規定により監視区域として指定するよう努めるものとする。

（関係都府県等に対する国の援助）

第五十二条 国は、関係都府県及び関係市町村に対し、南海トラフ巨大地震に係る地震防災対策の実施に關

し、当該地域の実情に応じ、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を行うよう努めなければならぬ。

（南海トラフ巨大地震に係る総合的な防災訓練の実施）

第五十三条 緊急対策区域に係る災害対策基本法第二条第三号に規定する指定行政機関の長（当該指定行政機関が合議制の機関である場合にあつては、当該指定行政機関）及び関係都府県知事は、必要に応じ、当該区域に係る関係市町村長その他の者と連携して、南海トラフ巨大地震に係る総合的な防災訓練を行わなければならない。

（広域的な連携協力体制の構築）

第五十四条 国及び地方公共団体は、南海トラフ巨大地震が発生した場合において、災害応急対策、災害復旧、災害廃棄物の処理その他の関係都府県及び関係市町村の業務が円滑かつ適切に実施されるよう、関係都府県及び関係市町村と関係都府県及び関係市町村以外の地方公共団体その他の関係機関との広域的な連携協力体制の構築に努めなければならない。

2 国は、前項の広域的な連携協力体制の構築が推進されるよう、必要な財政上の措置その他の措置を講ず

るよう努めなければならない。

(権限の委任)

第五十五条 この法律に規定する農林水産大臣、国土交通大臣又は環境大臣の権限は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

(命令への委任)

第五十六条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施に関し必要な事項は、命令で定める。

(経過措置)

第五十七条 この法律の規定に基づき命令又は条例を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ命令又は条例で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第八章 罰則

第五十八条 第四十八条第四項又は第五項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同条第四項本文又は第五項に規定する行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第五十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、附則第十一条及び第十三条の規定は、公布の日から施行する。

（適用）

第二条 第七条（別表第一及び別表第二を含む。）の規定は、平成二十四年度分の事業として実施される緊急対策事業等に係る国及び都府県の負担金若しくは補助金又は交付金から適用し、平成二十三年度分の事業で翌年度に繰り越したものに係る国の負担金若しくは補助金又は交付金については、なお従前の例による。

（平成二十四年度から平成二十六年度までの特例）

第三条 別表第一及び別表第二の規定の平成二十四年度から平成二十六年度までの各年度における適用につ

いては、別表第一中「三分の二」とあるのは「四分の三」と、別表第二中「六分の一」とあるのは「八分の一」とする。

2 前項の規定は、平成二十四年度から平成二十六年度までの各年度分の事業として実施される緊急対策事業等に係る国及び都府県の負担金若しくは補助金又は交付金及び当該負担金若しくは補助金又は交付金で平成二十七年度以降の年度に繰り越されるものについて適用する。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、この法律の施行状況、最新の科学的知見等を勘案し、南海トラフ巨大地震に係る地震防災対策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(地方交付税法の一部改正)

第五条 地方交付税法の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項の表に次の一号を加える。

対策のための地方債償還費

事業等に要する経費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金

附則第五条第二項の表に次の二号を加える。

九 南海トラフ巨大地震に係る緊急

対策事業等に要する経費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金

南海トラフ巨大地震に係る緊急対策事業等

千円

に要する経費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債で南海トラフ巨大地震対策特別措置法（平成二十四年法律第 号）第十四条第二項の規定により総務大臣が指定したものに係る当該年度における元利償還金

第六条 前条の規定による改正後の地方交付税法附則第五条の規定は、平成二十四年度分の地方交付税から適用する。

(公営住宅法の一部改正)

第七条 公営住宅法の一部を次のように改正する。

第七条第五項に次の一号を加える。

五 南海トラフ巨大地震対策特別措置法（平成二十四年法律第 号）第八条第一項の交付金（独立行政法人都市再生機構法の一部改正）

第八条 独立行政法人都市再生機構法の一部を次のように改正する。

第十一条第二項に次の一号を加える。

五 南海トラフ巨大地震対策特別措置法（平成二十四年法律第 号）第五十条に規定する業務を行うこと。

(特別会計に関する法律の一部改正)

第九条 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二百一条第一項第一号ハ中「又は沖縄振興特別措置法第百七条第五項（同条第九項において準用する場合を含む。）」を「沖縄振興特別措置法第百七条第五項（同条第九項において準用する場合を含む。）

又は南海トラフ巨大地震対策特別措置法（平成二十四年法律第 号）第十九条第四項、第二十三条第四項若しくは第二十四条第四項」に改め、同条第二項第一号ハ中「又は沖縄振興特別措置法第一百六条第五項」を「沖縄振興特別措置法第一百六条第五項又は南海トラフ巨大地震対策特別措置法第二十一条第四項」に改め、同条第三項第一号ハ中「又は公害防止事業費事業者負担法」を「公害防止事業費事業者負担法又は南海トラフ巨大地震対策特別措置法第二十条第三項」に改める。

（福島復興再生特別措置法の一部改正）

第十条 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

附則第十六条中特別会計に関する法律第二百一条の改正規定を次のように改める。

第二百一条第一項第一号ハ中「同条第九項において準用する場合を含む。」の下に「福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第十条第四項、第十四条第四項若しくは第十五条第四項」を加え、同条第二項第一号ハ中「第一百六条第五項」の下に「福島復興再生特別措置法第十二条第四項」を加え、同条第三項第一号ハ中「公害防止事業費事業者負担法」の下に「福島復興再生特別措置法第十二条第三項」を加える。

(地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部改正)

第十一条 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成二十四年法律第 号）の一部を次のように改正する。

附則第十一条に次の一号を加える。

二十八 南海トラフ巨大地震対策特別措置法（平成二十四年法律第 号）別表第一及び別表第二

附則第十九条の見出し中「及び地震防災対策特別措置法」を「等」に改め、同条に次の一号を加える。

三 南海トラフ巨大地震対策特別措置法別表第一及び別表第二

（内閣府設置法の一部改正）

第十二条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第十四号の五の次に次の一号を加える。

十四条第六 南海トラフ巨大地震対策特別措置法（平成二十四年法律第 号）第八条第一項に規定す

る交付金の配分計画に関すること、同法第二十七条第八項に規定する特定緊急対策事業推進計画の認

定に關すること、同法第四十一条第一項に規定する緊急集団移転促進事業計画の推進に關すること並びに同法第六条第三項第十一号に規定する緊急対策事業等、同法第八条第三項に規定する緊急対策交付金事業等、同法第二十七条第一項に規定する特定緊急対策事業及び同法第四十一条第一項に規定する緊急集団移転促進事業に關する關係行政機關の事務の調整に關すること。

(政令への委任)

第十三条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

別表第一（第七条関係）

事業の区分	国の負担割合
避難路の整備で地方公共団体その他の政令で定める者が実施するもの	三分の一
避難施設その他の避難場所の整備で地方公共団体その他の政令で定める者が実施するもの	三分の一
耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプその他の政令で定める消防用施設の整備で地方公共団体が実施するもの	三分の二

<p>へき地における公立の診療所であつて政令で定めるものの改築 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する乳児院、 障害児入所施設若しくは情緒障害児短期治療施設、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第一項に規定する救護施設、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホーム又は障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十二项に規定する障害者支援施設（同条第七項に規定する生活介護又は同条第十三項に規定する自立訓練を行うものに限る。）のうち、木造の施設の改築 公立の幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の幼稚部、小学部若しくは中学部の校舎、屋内運動場又は寄宿舎で、地震による倒壊の危険性が高いもののうち、やむを得ない理由により補強が困難なもの改築 公立の小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程の校舎又は屋内運動場で、木造以外のものの補強（次項に掲げるものを除く。）</p>	<p>三分の二</p>
<p>三分の二</p>	<p>三分の二</p>

			公立の幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の幼稚部、小学部若しくは中学部の校舎、屋内運動場又は寄宿舎で、地震による倒壊の危険性が高いものの補強	三分の一
			地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の政令で定める施設又は設備の整備で地方公共団体が実施するもの	三分の一
			地震災害時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の政令で定める施設又は設備の整備で地方公共団体が実施するもの	三分の一
			地震災害時において必要となる非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫の施設の整備で地方公共団体が実施するもの	三分の一
	三分の一	三分の一	負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な政令で定める設備又は資機材の整備で地方公共団体が実施するも	三分の一

の

集団移転促進法第三条第二項第一号に規定する集団移転促進区域（以下「集団移転促進区域」という。）内に存する公営住宅又は改良住宅の除却及び当該除却とともにを行うこれらに代わるべき公営住宅の建設若しくは買取り又は改良住宅の建設

集団移転促進法第三条第二項第二号に規定する移転者に賃貸する公営住宅の建設若しくは買取り又は改良住宅の建設

集団移転促進区域内に存する児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設又は障害者自立支援法第五条第十二項に規定する障害者支援施設の除却及び当該除却とともにを行うこれらに代わるべき施設の新築

集団移転促進区域内に存する公立の幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の幼稚部、小学部若しくは中学部の除却及び当該除却とともにを行うこれらに代わるべき施設の新築

三分の一

三分の一

三分の一

三分の一

別表第二（第七条関係）

八八

都府県の負担割合	六分の一	事業の区分
児童福祉法第七条第一項に規定する乳児院、障害児入所施設若しくは情緒障害児短期治療施設、生活保護法第三十八条第一項に規定する救護施設、老人福祉法第五条の三に規定する養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホーム又は障害者自立支援法第五条第十二項に規定する障害者支援施設（同条第七項に規定する生活介護又は同条第十三項に規定する自立訓練を行うものに限る。）のうち、木造の施設の改築	六分の一	
集団移転促進区域内に存する児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設又は障害者自立支援法第五条第十二項に規定する障害者支援施設の除却とともに行うこれらに代わるべき施設の新築	六分の一	

理 由

南海トラフ巨大地震に係る地震防災対策の推進を図り、もつて南海トラフ巨大地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、南海トラフ巨大地震緊急対策区域の指定、南海トラフ巨大地震に関する地震観測体制の整備、緊急対策推進基本計画及び緊急対策実施計画の作成、緊急対策実施計画に係る特別の措置、特定緊急対策事業推進計画の認定及び特別の措置、緊急集団移転促進事業の実施に係る特別の措置等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、単年度約千六百億円の見込みである。